

沖縄上地流唐手道協会役員手当等支給規定

(目的)

第1条 本規定は、沖縄上地流唐手道協会(以下「本会」という。)規約第21条に基づき、本会役員手当等支給に関し必要な事項を定める。

(手当)

第2条 本会役員には事務通信等諸経費として下記の手当て(年額)を支給する。

- (1) 会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長は20,000円
- (2) その他の理事役員は10,000円

(その他)

第3条 遠隔地への公務出張に関する旅費及び手当等支給については、本会理事会の承認を経て個別に決定する。

附則

本規則は、2010年1月1日から施行する。